

広島県告示第百五十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十二条第一項の規定によって、指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十二年三月一日

広島県知事 湯崎英彦

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社アイ・テック	広島市安佐北区深川二丁目三八番二号	株式会社アイ・テック介護サービスふれあい・広島南事業所	広島市南区段原山崎一丁目一番一号タナカビル二〇一号	介護予防訪問介護	平成二十二年二月一日
株式会社ルーシア	広島市西区南観音四丁目一〇番一五―二〇一号	ヘルパースター ションツばさ	広島市西区南観音四丁目一〇番一五―二〇一号	介護予防訪問介護	平成二十二年二月一日
合同会社アイビー	広島市中区羽衣町一番二五―二〇五号	アイビーケアセンター天満町	広島市西区天満町二番一三―三〇一号	介護予防訪問介護	平成二十二年二月一日
JTS株式会社	広島市安佐北区深川七丁目一二番六号	訪問介護ステーションふくろう	広島市安佐北区深川七丁目一二番六号	介護予防訪問介護	平成二十二年二月一日
株式会社押川	竹原市竹原町三六一六番地一	デイサービスわかば	竹原市竹原町三六一六番地一	介護予防通所介護	平成二十二年二月一日